

四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会 規約

(名 称)

第1条 本検討会は、「四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、四国横断自動車道の整備にあたって、専門家から必要な指導、助言を得ながら、吉野川渡河部の環境保全に関する検討を行うことを目的とする。

(内 容)

第3条 検討会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- 1) 現状把握
- 2) 環境保全対策
- 3) 環境監視に係る調査の項目、方法、照査、解析、評価
- 4) その他、検討会の目的を達成するための関連事項

(構 成)

第4条 検討会は、委員及びオブザーバー（以下「構成員」という。）をもって構成し、その定義は以下のとおりとする。

- 1) 委員・・・検討会の目的を遂行するための専門的知見を有し、検討内容について審議（指導、助言）を行う者
- 2) オブザーバー・・・審議に際し、有益な情報、意見を有する者

2. 検討会の構成員は別表による。

3. 検討会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。

(座 長)

第5条 検討会には座長を置き、委員の互選により選任する。

2. 座長は、検討会の会務を統括するとともに、とりまとめを行う。

3. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に構成員以外の出席者を求めることができる。

4. 座長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、座長が指名する委員がその職務を代行する。

(部 会)

第6条 検討会は、必要により第3条の内容について専門的に検討するための部会を設置することができる。

2. 部会の構成員は、座長の指名により検討会の委員の中から選任する。
3. 部会は、部会委員総数の過半数をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めないものとする。
4. 部会には部会長と副部会長を置き、両者は部会の委員の中から互選する。
5. 部会長は、部会の会議の議長となり、部会のとりまとめを行う。
6. 部会長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、副部会長がその職務を代行する。
7. 部会長は、部会の会議の経過及び結果を、その都度座長に報告するものとする。

(招集及び運営)

第7条 検討会の招集及び運営は、座長が行う。なお、部会を設置した場合、各部会の部会長と副部会長、検討会の座長を含めた構成員をもって検討会を運営するものとする。

2. 部会を設置した場合、各部会は随時開くこととし、部会長が招集する。

(公 開)

第8条 検討会及び部会は、原則として公開するものとする。

2. 会議の公開に関し必要な事項は、別紙によるものとする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、西日本高速道路株式会社四国支社建設事業部に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定めるものとする。

2. この規約改正については、検討会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期間)

この規約は、平成25年8月22日から施行する。

<別紙>

## 四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会の情報公開について

四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会（以下「検討会」という。）規約第8条に基づき、「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

### （開催時の情報公開）

- ・ 議事は審議過程の透明性の確保を図るため、原則公開とする。
- ・ 円滑な運営を図るため、ビデオ収録、録音、写真撮影等は、冒頭の事業者挨拶までとする。
- ・ なお、動植物の保護ならびに個人情報保護の観点から、検討会または部会が必要と認めた場合、これらに関する事項等については、非公開とすることができる。

### （資料の情報公開）

- ・ 資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公開とする。ただし、動植物の重要な種の情報、個人情報保護法に抵触する資料は、委員に限り配布するものとし、必要に応じて回収する。
- ・ 動植物の重要な種の情報、個人情報に抵触する資料を除いた資料は、西日本高速道路株式会社のホームページで閲覧できるようにする。

### （議事内容の情報公開）

- ・ 議事内容の情報公開は、検討会または部会終了後、事務局が速やかに概要を作成した後、詳細版を作成し、出席委員の確認を得た上で、公開する。

### （継続審議の場合）

- ・ 継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公開するものとする。

以 上

<別表>

四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会  
構成員名簿

役職	氏名	所属等	専門等
委員	大田 直友	阿南工業高等専門学校 准教授	底生生物
副部長	鎌田 磨人	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	生態系管理
委員	桑江 朝比呂	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸環境研究グループ長	鳥類
委員	上月 康則	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	水質底質他
委員	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院 土木・環境工学系 准教授	景観工学
副部長	長尾 文明	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	風工学
部長	中野 晋	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	沿岸域工学
部長	成行 義文	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	構造工学
委員	橋本 親典	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	コンクリート工学
委員	浜野 龍夫	徳島大学大学院 生物資源産業学研究部 教授	水産生物
座長	山中 英生	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 教授	都市計画
委員	和田 恵次	奈良女子大学 名誉教授	底生動物
オブザーバー	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所		
オブザーバー	徳島県 県土整備部		

(敬称略、委員は五十音順。)